

令和4年度 第2回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和5年1月19日（木）
午後1時30分から午後3時まで
場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 報 告

- (1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金（仮算定）について
- (2) 国民健康保険被保険者数及び国民健康保険税収入額の予測について
- (3) 令和3年度国民健康保険特定健診等実施状況について
- (4) その他

4. 閉 会

会議資料

令和4年度 第2回
龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和5年1月19日（木）
午後1時30分から午後3時まで
場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

報 告

1. 令和5年度国民健康保険事業費納付金について

(1) 国民健康保険事業費納付金とは

国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）は、県が市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源に充てるため、市町村から県に納めるもので、茨城県では市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し、市町村ごとの納付金を算定しています。

(2) 納付金額の推移（龍ヶ崎市）

年 度	納付金額（一般被保険者分）	前年比
平成30年度	23億4,509万7,351円	—
令和元年度	20億9,665万5,208円	▲ 2億4,844万2,143円
令和2年度	17億8,312万7,418円	▲ 3億1,352万7,790円
令和3年度	16億9,539万6,195円	▲ 8,773万1,223円
令和4年度	17億9,687万4,715円	+ 1億 147万8,520円
令和5年度（本算定）	19億8,821万3,451円	+ 1億9,133万8,736円

(3) 納付金額増加の主な要因（県全体）

① 年度間調整の有無（影響額+30億円）

令和3年度の医療費の増により、留保していた決算余剰金を普通交付金の財源等に充てたため、令和2年度から令和4年度まで行っていた決算余剰金を活用した年度間調整（30億円の負担軽減）を行うことができないこと。

② 後期高齢者支援金の大幅増（影響額+約34億円）

後期高齢者医療制度の被保険者数の増に伴う給付増により、後期高齢者支援金が大幅増（約10%）となったこと。

③ 保険給付費推計値の増（影響額+約29億円）

令和4年度医療費が想定より減少していない（1人当たり医療費が引き続き増加傾向にある）ため、保険給付費の推計結果が、令和4年度納付金算定時の推計値から増加する結果となったこと。

茨城県は、その他の歳入の増減を考慮し、令和5年度納付金（県全体）の総額を約75億円の増加と見込みました。

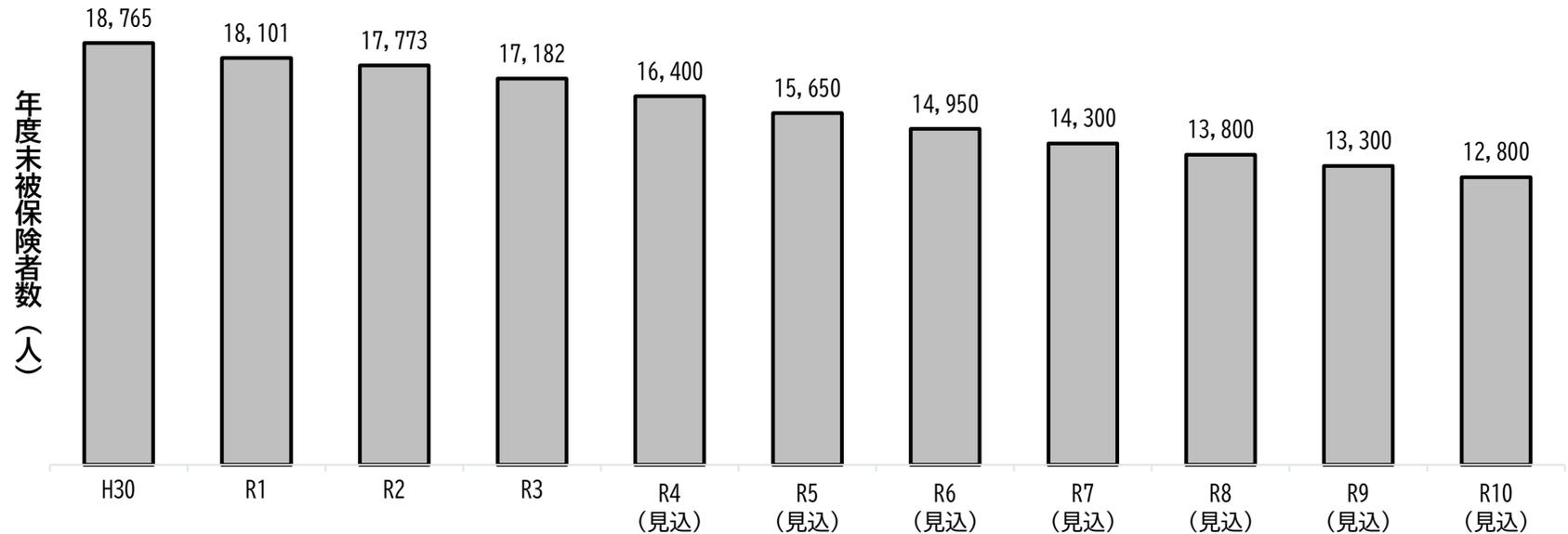
(4) 令和5年度納付金の増額分の対応（龍ヶ崎市）

令和5年度納付金の増額分（仮算定結果：約1億9,000万円）については、国民健康保険支払準備基金を取り崩して対応いたします。

	金額
国民健康保険支払準備基金（令和3年度決算）	5億6,629万9,703円

2. 国民健康保険被保険者数及び国民健康保険税収入額の予測について

(1) 国民健康保険被保険者数の推移予測

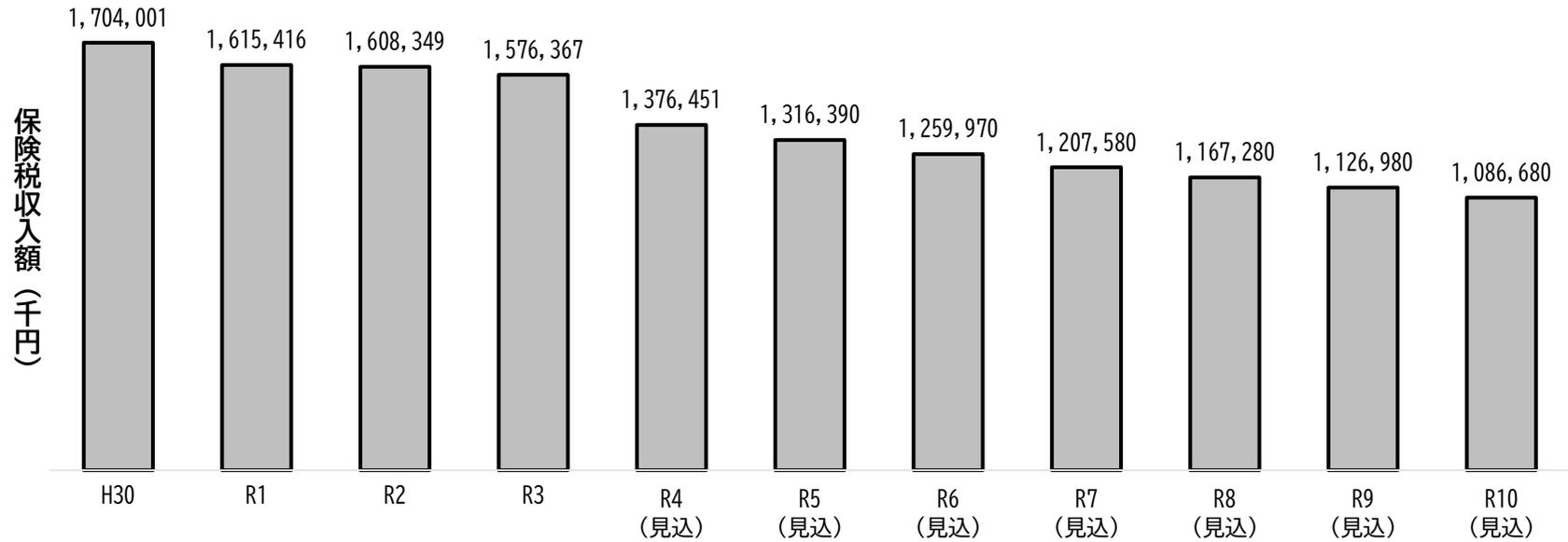


	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
前年比	—	-664	-328	-591	-782	-750	-700	-650	-500	-500	-500

〔算定方法〕

令和4年3月31日現在の「国民健康保険年齢階層表」を基に、出生や死亡による「自然増減」及び退職等による資格取得や75歳到達等による資格喪失などの「純移動」を推測し、被保険者数を見込みました。

(2) 国民健康保険税（一般被保険者分）収入額の推移予測



	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
前年比	—	-88,585	-7,067	-31,982	-199,916	-60,061	-56,420	-52,390	-40,300	-40,300	-40,300

↑ R4 保険税収入額は、賦課方式（税率）改正により大幅な減少が見込まれます。

〔算定方法〕

R4 (見込)	【現年度】調定額 (※1) × 収入率見込 (94%) + 【過年度】調定額 (※2) × 収入率見込 (40%)
R5 以降 (見込)	【現年度】1人あたり収入額 (※3) × 被保険者数見込 + 【過年度】55,000,000円 (※4)

※1 … R4.11月末現年分調定額

※2 … R4.11月末滞納繰越分調定額

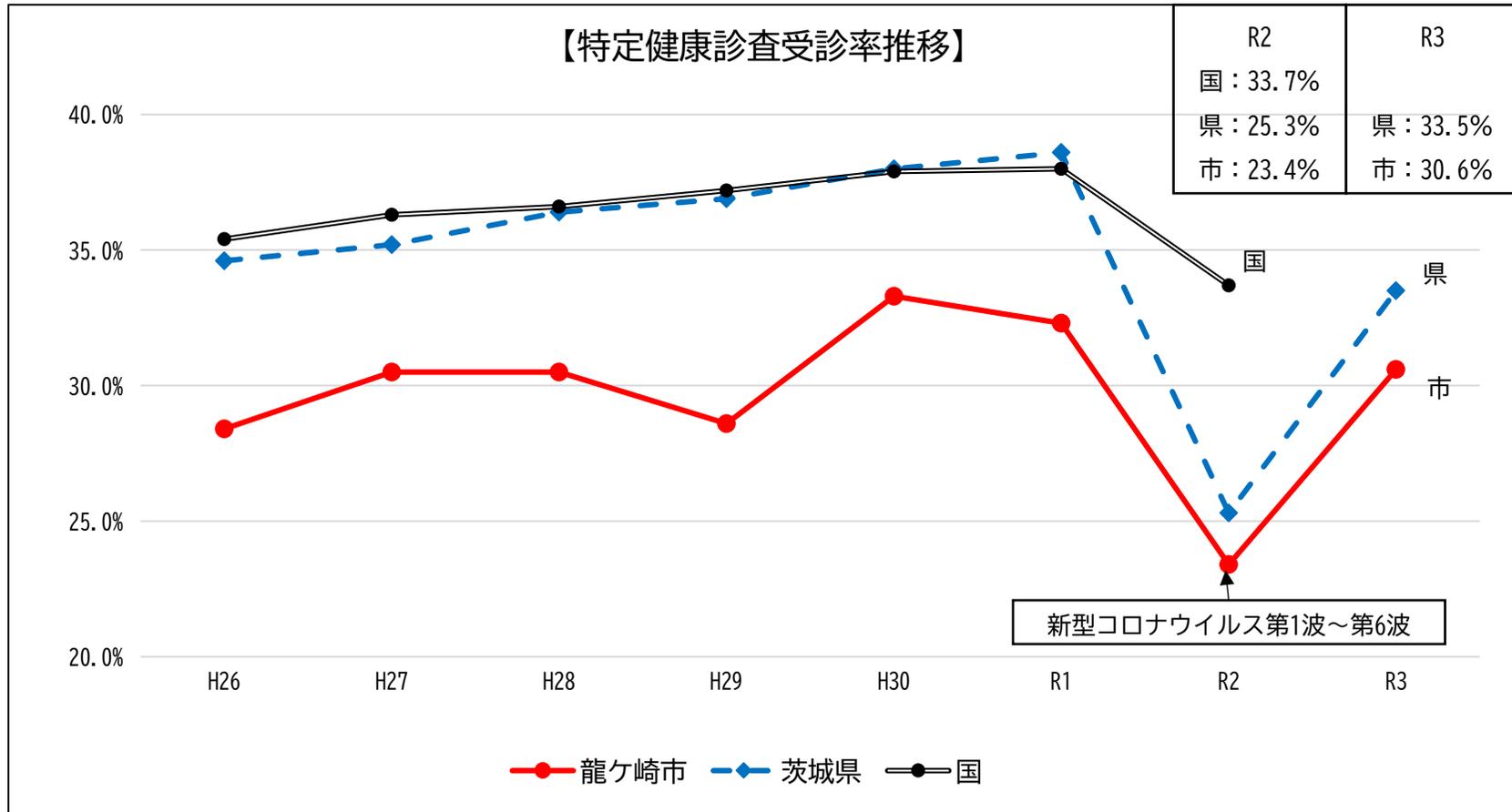
※3 … R4 保険税収入額 (見込) / 被保険者数 (見込) : 80,500円

※4 … 過年度分収入見込額 (R4 収入見込額 : 55,964,000円)

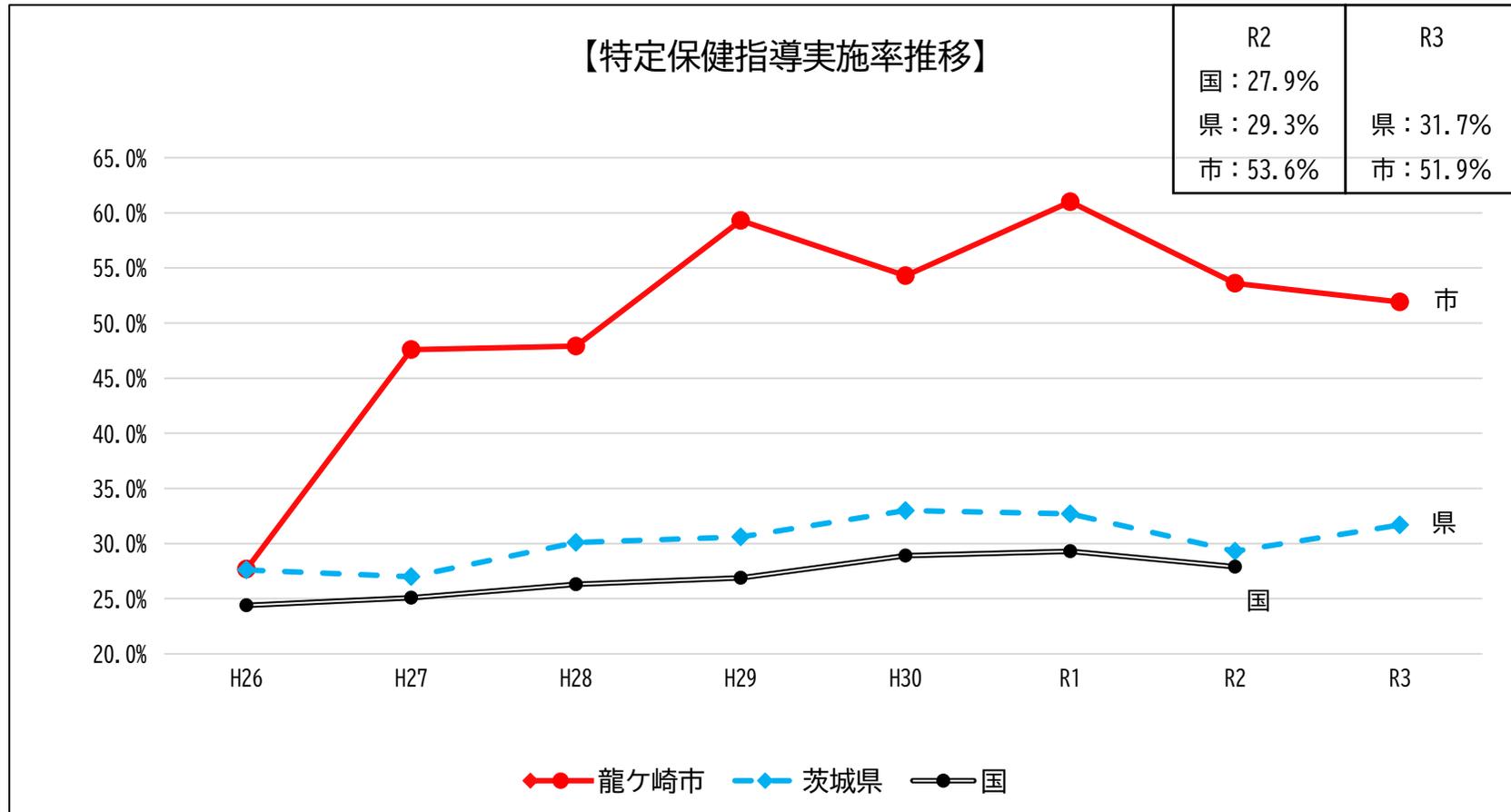
3. 令和3年度国民健康保険特定健診等実施状況について

(1) 特定健診等事業について

① 特定健康診査受診率推移



② 特定保健指導実施率推移



③ 課題と対策

〔課題〕 特定健康診査受診率は、コロナ禍前に戻っていない。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響で受診率が大幅に低下したが、令和3年度は30.6%とコロナ禍前（令和元年度）の32.3%に戻っていない。受診者の内訳をみると、受診離脱者（コロナ禍で連続受診が途切れた、平成30年度・令和元年度は受診し、令和2年度は未受診の方）の受診率が令和元年度の受診率水準に達していない状況である。

☞ 【対策】

- 受診率の向上のため、通知だけでなく訪問や電話での受診勧奨を実施している。
- 予約を電話でもできるように、予約方法について検討している。

〔課題〕 特定保健指導実施率が低下傾向にある。

令和元年度は実施率61%と国の目標値を超えたが、徐々に低下しており令和3年度は目標値と比較しても8.1ポイント低い結果となっている。集団健診受診者では、初回面接を受ける利用率は上がっているものの、終了率が低下している。途中離脱者の多くは、40～60歳前後の方で働き盛りの方である。

☞ 【対策】

- 初回指導内容の充実を図ると共に、日中働いている方への土日や夜間の指導実施も検討している。
- 医療機関健診や人間ドック受診者の保健指導率が2割程度と低く推移しているため、指導率向上に向けて、医療機関へ特定保健指導の委託をした。
- 医療機関健診や人間ドック受診者への特定保健指導利用への通知や電話勧奨の強化を図っている。

(2) 生活習慣病重症化予防事業について

① 目的

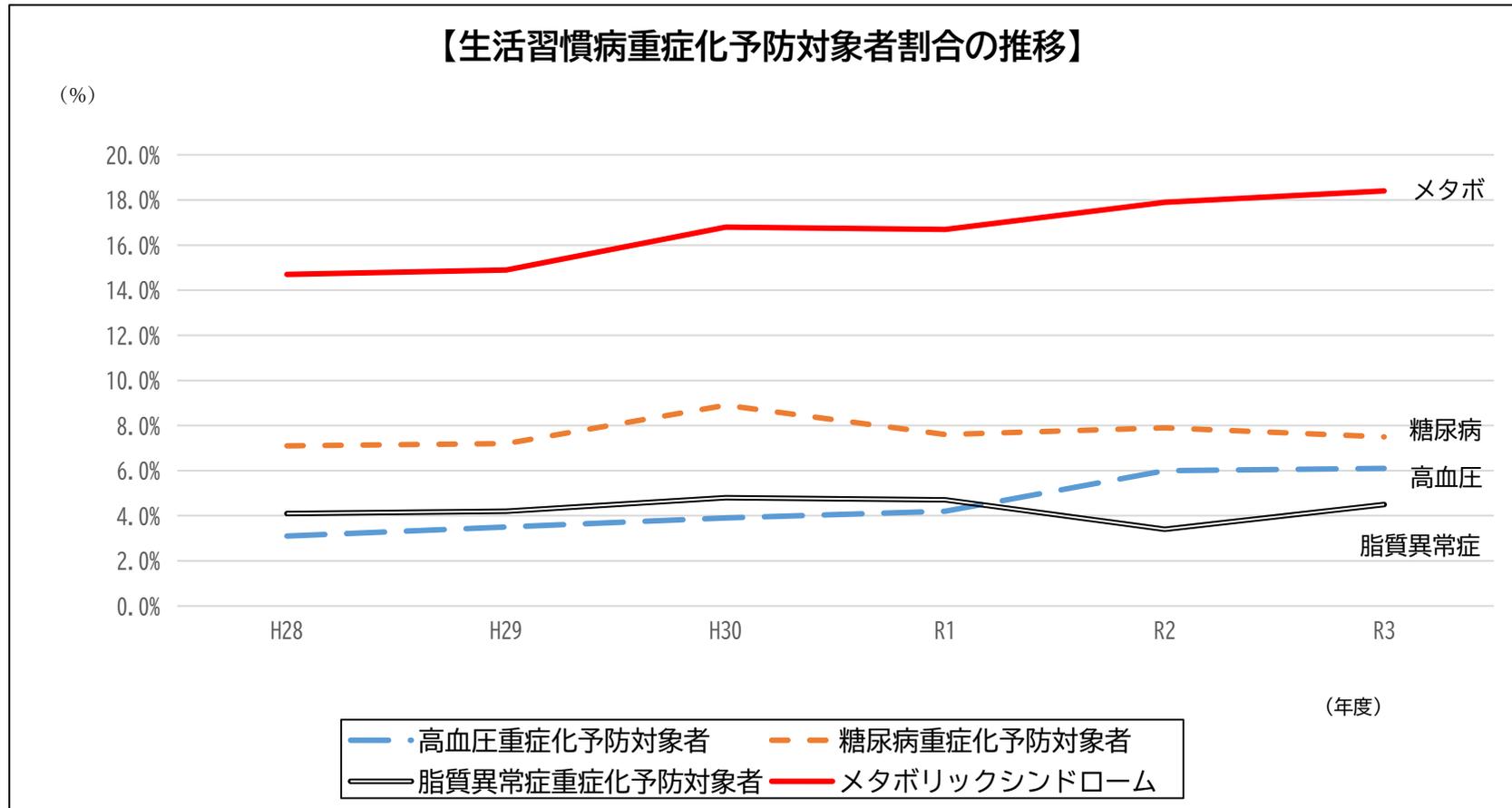
生活習慣病の重症化リスクの高い未治療者に対して受診勧奨を実施し、早期治療に繋げることで脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症等を予防し被保険者の健康と医療費の適正化を図る。治療中の方については、医療機関と連携し重症化予防をするための保険指導を実施する。

優先すべき

科学的根拠に基づ
健診結果から
対象者の抽出

重症化予防対

② 生活習慣病重症化予防対象者割合の推移



③ 取り組み内容（令和3年度）

- 重症化予防対象者には、健診結果返却時に訪問・面接・電話・通知にて、医療機関受診勧奨や生活習慣病改善のための保健指導を実施。
 - 令和3年度対象者数：1,313人（内訳：訪問452人／面接237人／電話252人／通知372人）
- 糖尿病重症化予防のため、医療機関と連携し栄養指導実施。
 - 栄養相談実施者数：4人
- 糖尿病重症化予防講演会がコロナのため中止となったため、対象者に糖尿病重症化予防や発症予防のためのリーフレットを郵送。
 - HbA1c 6.5%以上：282人／HbA1c 6.0～6.4%：131人
- 糖尿病重症化予防連絡会議を開催し、糖尿病専門医・眼科医・歯科医・薬剤師と糖尿病連携手帳普及に向けて、リーフレットを作成し市内内科医療機関・薬局に設置。
- II度高血圧以上の割合が増加しているため、集団健診当日と健診結果返却時に、家庭血圧測定と記録を勧め、保健指導と医療機関受診勧奨を実施。
- 集団健診時に、減塩のフードモデルを展示し、健診受診者全員に向けて減塩の大切さを啓発。
- 集団健診時に、心電図検査・眼底検査の意義を書いたポスターを展示し、検査の重要性を啓発。

④ 課題と対策

〔課題〕 受診が必要と判定された方に受診勧奨を実施しても受診に結びつかない。

- ➡ 【対策】 未受診者の理由を把握。未受診者への勧奨通知後、再度の勧奨電話を実施。

〔課題〕 治療中の方の検査結果の悪化がみられる。

- ➡ 【対策】 医療機関と連携しながら、生活習慣病改善のための保健指導を実施。

4. その他

(1) 出産育児一時金の見直し

国は、令和5年度から出産育児一時金の見直し（引き上げ）を進めています。

〔支給額（案）〕

	改正前	改正後
出産育児一時金	42万円	50万円

〔条例改正〕 令和5年4月から適用させるため、令和5年3月議会に上程予定です。

(2) 国民健康保険税賦課限度額の見直し

国は、令和5年度から国民健康保険税賦課限度額の見直し（引き上げ）を進めています。

〔賦課限度額（案）〕

	改正前	改正後
医療給付費分	65万円	据え置き
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	据え置き
計	102万円	104万円

〔条例改正〕 令和5年度から適用させるため、令和5年6月議会に上程予定です。

(3) 国民健康保険税率等の見直し

龍ヶ崎市は、令和5年度納付金の仮算定結果を受け、令和6年度以降の国民健康保険税率等の見直し（引き上げ）を検討しています。

① 税率等の見直し理由

- 令和5年度納付金額の大幅増加のため。
- 県の予測では、今後の納付金額は増加傾向となる。
- 国民健康保険被保険者の減少に伴い、国民健康保険税収入額の減少が予測されるため。

② 運営協議会審議

令和5年度運営協議会にて、委員の皆様に審議していただきます。

[今後の予定]

- 令和5年度第1回運営協議会を令和5年5月に開催予定（令和5年度は4回程度の開催を予定）

報 告

1. 令和5年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について

(1) 国民健康保険事業費納付金とは

国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）は、県が市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源に充てるため、市町村から県に納めるもので、茨城県では市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し、市町村ごとの納付金を算定しています。

(2) 納付金額の推移（龍ヶ崎市）

年 度	納付金額（一般被保険者分）	前年比
平成30年度	23億4,509万7,351円	—
令和元年度	20億9,665万5,208円	▲2億4,844万2,143円
令和2年度	17億8,312万7,418円	▲3億1,352万7,790円
令和3年度	16億9,539万6,195円	▲8,773万1,223円
令和4年度	17億9,687万4,715円	+1億147万8,520円
令和5年度（本算定）	19億8,821万3,451円	+1億9,133万8,736円

~~※本算定（確定）結果は、1月中旬に茨城県から示される予定です。~~

(3) 納付金額増加の主な要因（県全体）

① 年度間調整の有無（影響額+30億円）

令和3年度の医療費の増により、留保していた決算余剰金を普通交付金の財源等に充てたため、令和2年度から令和4年度まで行っていた決算余剰金を活用した年度間調整（30億円の負担軽減）を行うことができないこと。

② 後期高齢者支援金の大幅増（影響額+約34億円）

後期高齢者医療制度の被保険者数の増に伴う給付増により、後期高齢者支援金が大幅増（約10%）となったこと。

③ 保険給付費推計値の増（影響額+約29億円）

令和4年度医療費が想定より減少していない（1人当たり医療費が引き続き増加傾向にある）ため、保険給付費の推計結果が、令和4年度納付金算定時の推計値から増加する結果となったこと。

茨城県は、その他の歳入の増減を考慮し、令和5年度納付金（県全体）の総額を約75億円の増加と見込みました。

(4) 令和5年度納付金の増額分の対応（龍ヶ崎市）

令和5年度納付金の増額分（**本算定結果：約1億9,000万円**）については、国民健康保険支払準備基金を取り崩して対応いたします。

	金額
国民健康保険支払準備基金（令和3年度決算）	5億6,629万9,703円

令和4年度 第2回 国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

	質 問	回 答
1	<p>【1 ページ】 <u>(2) 納付金の推移（龍ヶ崎市）</u> 令和5年度国民健康保険事業費納付金について 国民健康保険事業費納付金は、令和元年度から令和3年度までは減少しているが、令和4年度から増加に転じています。今後、団塊の世代が75歳（後期高齢者）になり、後期高齢者の医療費の増大が見込まれ、今後、後期高齢者支援金の負担が増えると思われます。このような状況を踏まえ以下についてご質問します。</p> <p>① 国・県・市の対策はありますか。 ② 国や県の財政支援はありますか。 ③ 保険税率の見直しは必要となりますか。</p>	<p>① 国は、全世代型社会保障の構築に向けて、後期高齢者支援金に対する若年層の負担軽減のため、後期高齢者の保険料負担の引き上げを進めており、後期高齢者医療保険料の次の見直し年度（2年ごと）である令和6年度から保険料を段階的に引き上げる方針です。県・市もこの動きに合わせて必要な対応をして参ります。</p> <p>② 新たな財政支援の情報はありません。</p> <p>③ 令和4年度の賦課方式改正では、被保険者への負担を最小限に抑えるための保険税率としたところですが、国民健康保険事業費納付金の増加や被保険者数の減少に伴う国民健康保険税の収入額減少予測を踏まえ、今後、保険税率の見直しは必要であると考えております。</p>
2	<p>【2 ページ】 <u>(3) 納付金額増加の主な要因（県全体）</u> 2022年10月から後期高齢者の医療費の窓口負担が一定収入以上の方については、1割から2割に引き上げられました。今回の改正により、当市の①対象者及び②後期高齢者支援金の軽減はどのくらいになるのでしょうか</p>	<p>① 後期高齢者数（令和4年12月末時点）：11,359人 1割負担：7,794人（68.6%） 2割負担：2,787人（24.5%） 3割負担：778人（6.9%）</p> <p>② 国の試算でのお答えとなりますが、窓口負担の見直しによる現役世代の後期高齢者支援金抑制効果は令和4年度が総額720億円、1人当たり700円で、令和7年度時点では総額830億円、1人当たり800円の抑制効果があるとの結果が出ています。</p>

	質 問	回 答
3	<p>【2 ページ】</p> <p><u>(3) 納付金額増加の主な要因 (県全体)</u></p> <p>一人当たりの医療費が増加傾向にあるとのことですが、市として医療費の削減の取り組みについて教えてください。</p>	<p>龍ヶ崎市では、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」・「特定健康診査等実施計画」を策定し、計画を基にした保健事業を実施することにより、生活習慣病重症化予防を図って、医療費の適正化を進めています。</p> <p>また、ジェネリック医薬品差額通知の発送や重複・頻回受診者に対する訪問指導も実施しております。</p>
4	<p>【2 ページ】</p> <p><u>(3) 納付金額増加の主な要因 (県全体)</u></p> <p>今回の納付金額の増加の主な要因で「後期高齢者支援金の大幅増」が挙げられていましたが、今後、負担と給付の見直しは進むのでしょうか。</p>	<p>国は、医療費の急増が見込まれる後期高齢者医療制度について、国民健康保険を含む現役世代の負担軽減のため、高齢者負担率の見直しを検討しております。これまでの「負担は若者中心、給付は高齢者中心」という体系の見直しが進められていくと見込まれます。</p>
5	<p>【2 ページ】</p> <p><u>(3) 納付金額増加の主な要因 (県全体)</u></p> <p>茨城県の納付金について、県の説明内容についてお聞きします。</p> <p>① 納付金増加の主な要因として、合計 93 億円の増加内容が説明されています。ここから交付金等が減額され、最終的に 75 億円の増加と思われませんが、詳細がわかればお知らせ下さい。</p> <p>② 令和 4 年度の医療費について、増加傾向にあるとのことですが、令和 4 年度の県の見込について、県の説明をお知らせ下さい。（また龍ヶ崎市の状況はわかりますか。）</p> <p>③ 令和 4 年度の県国保特別会計の状況について、不足した場合、決算剰余金、財政安定化基金を取り崩すこととしています。この状況と財政安定化基金を取り崩した場合、積み戻すことが必要とされていますが、この財安定化基金とはどのようなものですか。</p>	<p>① 別紙資料 1 ページをご覧ください。</p> <p>② 2 ページをご覧ください。</p> <p>③ 財政安定化基金は、国保財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県が設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付等を行うことができるように確保しております。</p> <p>財政安定化基金を取崩した場合、翌々年度から納付金に加算し、原則 3 年間で積み戻すこととなっており、令和 4 年度で歳入不足分（約 43 億円）を取崩した場合、令和 6 年度～令和 8 年度で各年度 10～15 億円程度（見込）を積み戻すこととなります。</p>

	質 問	回 答
5	<p>【4 ページ】</p> <p><u>(2) 国民健康保険税（一般被保険者分）収入額の推移予測</u></p> <p>令和4年度の収入予測について、前年比199,916千円減額の内訳を、被保険者数減少によるものと、賦課方式の改正・限度額の改正など制度改革によるものと区分することが出来ますか。</p>	<p>あくまで参考の額となりますが、令和4年度の1人あたりの収入額（現年度）80,500円と被保険者の減少数782人を基にした場合。</p> <p>被保険者減少分：62,951千円（80,500円×782人）</p> <p>制度改革分：136,965千円</p>

令和5年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果資料（県資料）

■ 納付金算定に必要な主な公費の令和4年度推計値との比較

主な公費等		区分	増減額	納付金への影響
医療分	保険給付費	歳出	+29億円	+29億円
	前期高齢者交付金	歳入	+4億円	△4億円
	療養給付費等負担金	歳入	+8億円	△8億円
	普通調整交付金（医療分）	歳入	△3億円	+3億円
	年度間調整（決算余剰金の活用）	歳入	△30億円	+30億円
	その他			△1億円
	計（医療分）			+49億円
後期支援分	後期高齢者支援金	歳出	+34億円	+34億円
	後期高齢者支援金国庫負担金	歳入	+11億円	△11億円
	普通調整交付金（後期支援分）	歳入	+1億円	△1億円
	その他			+1億円
	計（後期支援分）			+23億円
介護分	介護納付金	歳出	±0億円	±0億円
	介護納付金国庫負担金	歳入	±0億円	±0億円
	普通調整交付金（介護分）	歳入	△2億円	+2億円
	その他			±0億円
	計（介護分）			+2億円
合計				+75億円

〔年度間調整〕

令和4年度：30億円

令和5年度：なし

■ 保険給付費の推計結果

茨城県は、国の示す推計方法により、「1人当たり診療費（※1）×被保険者数（推移）×給付率」から令和5年度の保険給付費を推計しております。

※1 … 本年3月から直近月までの6か月分（R4.3～R4.8）の実績を基礎として、推計値を含む過去2年間の伸び率により推計。

〔保険給付費の推移結果〕

	保険給付費（円）	伸び率（％）	1人当たり（円）	伸び率（％）	
R30 実績	191,000,978,584	—	265,104	—	
R1 実績	190,621,752,516	△0.20	276,335	+4.24	
R2 実績	182,317,857,743	△4.36	271,992	△1.57	
R3 実績	188,229,594,503	+3.24	287,786	+5.81	
R4 推計	179,111,411,832	△4.84	284,585	△1.11	R4 納付金算定時点
R4 見込	186,203,168,047	△1.07	296,474	+3.02	R5.1 時点
R5 推計	182,027,618,135	△2.24	300,530	+1.37	伸び率（対 R4 見込）

- 令和3年度に引き続き、今年度も1人当たり医療費が増加しており、令和5年度に1人当たり医療費が減少（又は横ばい）に転ずることは考えにくい。
- 今年度の歳入不足を補填するため、財政安定化基金を取り崩すこととしており、令和5年度は歳入不足を補填する財源（決算余剰金、財政安定化基金）がほぼないことから、今年度のような歳入不足に陥らないよう、納付金額を堅く見積もらざる得ない。

※ 令和4年度普通交付金について、12月末までの交付状況から、約86億円、当初予算額を上回る見込みであり、このうち公費で賄われる分（約5割）を除く、43億円程度、歳入不足になる可能性がある。